

第43回鳥取市花のまつり

鳥取市花と木のまつり実行委員会
(経済・雇用戦略課内)
0857-30-8282
0857-20-3947
4月29日(水・祝) 11:00~16:00
所国道53号線 本通り・若桜街道(歩行者天国)(まちパル鳥取前)旧市役所第二庁舎前)※雨天の場合、歩行者天国が中止となる場合があります。
花の催しコーナー、バザー、路上コンサート、各種体験コーナーなど
《花の苗プレゼント》15:30~若桜橋上で配布 ※歩行者天国中止時は、商店街アーケード下で配布。

募集

男女共同参画課からのお知らせ

本庁舎男女共同参画課
0857-30-8076
0857-20-3945
danyo@city.tottori.jp
【①女性人材バンク登録者】
容 あらゆる分野の施策および方針決定への女性の参画を推進するため、市の審議会などの委員として活動
▽登録期間:5年間(再登録も可能)
対 市内在住、通勤・通学する18歳以上の女性で、市政や地域の発展に関心があり、市の審議会などの委員として

活動する意欲がある人
登録票に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで ※登録票は、男女共同参画課に設置(本市公式ホームページからもダウンロード可) ※活動は市役所内部に限り、登録された人が必ず委員に登用されるものではありません。
【②男女共同参画センター機関紙編集委員】
容 男女共同参画センター事業の紹介や男女共同参画啓発に関する情報などを掲載する機関紙「輝なせ鳥取」の編集・取材・執筆などの作業(年2回発行)
▽任期:6月~令和4年3月
対 市内在住、通勤・通学する18歳以上で、平日開催の編集会議に出席できる人
員 若干名
額 1回の発行につき5千円程度
募 4月30日(木)までに、「男女共同参画について日頃思っていること」を400字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで。 ※書類選考のうえ決定

協働推進課からのお知らせ

【①鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会公募委員】
本庁舎協働推進課
0857-30-8177
0857-20-3919
kyodosushin@city.tottori.jp
とめ、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで。

経済・雇用戦略課からのお知らせ

本庁舎経済・雇用戦略課
0857-30-8282(①)
0857-30-8283(②)

鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(基)く事項についての調査および審議など
▽任期:委嘱の日から令和4年3月31日まで
▽会議の開催:年2回程度
対 市内在住の20歳以上(令和2年4月1日現在)で、平日の会議に出席可能な人
員 2人程度
額 7千円/出席1回
募 4月24日(金)必着で、「鳥取市の防犯対策について」を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで。 ※選考のうえ決定
【②「ミニユニティ」活動支援事業】
本庁舎協働推進課
0857-30-8176
0857-20-3919
各総合支所地域振興課(2ページ)
地域コミュニティの維持および強化を目的として町内会が実施する、運動会などのスポーツ活動、伝統行事などの文化的活動、町内会が所有する設備の整備事業など
額 補助対象経費の4分の3(上限3万円)
募 5月29日(金)まで ※詳しくは、各町内会宛にお届けする資料または本市公式ホームページをご覧ください。

0857-20-3947
keizai@city.tottori.jp
【①鳥取市地産地消推進協議会委員】
鳥取市における地産地消の推進についての協議
▽任期:委嘱の日から令和4年3月末まで
▽会議の開催:年2回程度
対 市内在住の18歳以上(令和2年4月1日現在)で、平日開催の会議に出席可能な人
員 2人程度
額 報酬:5千円/出席1回
募 4月24日(金)必着で、「地産地消について思っていること」を400字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで ※応募多数の場合は、選考のうえ決定
【②鳥取市公設地方卸売市場運営審議会委員】
鳥取市公設地方卸売市場の運営に関する重要事項についての審議
▽任期:委嘱の日から2年間
▽会議の開催:年2回程度
対 市内在住の18歳以上(令和2年4月1日現在)で、平日開催の会議に出席可能な人
員 2人程度
額 7千円/出席1回
募 4月30日(木)必着で、「生鮮食品の流通または公設地方卸売市場について思っていること」を800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで ※書類選考のうえ決定

少年愛護センター運営委員

本庁舎生涯学習・スポーツ課
0857-30-8426
0857-20-3944
kvo-gakuspo@city.tottori.jp
容 青少年の健全育成や非行防止を図る事業についての検討および提言
▽任期:委嘱の日から1年
▽会議の開催:年2回程度
対 市内在住の20歳以上(令和2年4月1日現在)で、平日の会議に出席できる人
員 2人程度
額 7千円/出席1回
募 5月7日(木)必着で、「最近の青少年に思っていること」について800字程度にまと

鳥取市市政改革推進市民委員会

本庁舎行財政改革課
0857-30-8112
0857-20-3948
gyouzaisei@city.tottori.jp
容 市政改革プランの進捗管理と行財政改革の取組の審議
▽任期:委嘱の日から令和4年3月31日
▽会議の開催:年7回程度
対 市内在住、通勤・通学

令和2年度国民年金保険料は月額16,540円



鳥取年金事務所 0857-27-8311
本庁舎保険年金課
0857-30-8224 0857-20-3906

令和2年度の国民年金保険料月額が16,540円で、昨年度より130円の引き上げになります。前納制度を利用して、4月中に来年3月までの1年分を一括して現金で納めると、194,960円と毎月納付するよりも1年で3,520円お得になります。2年分を納付する2年前納では383,210円となり、2年で14,590円も割引になります。現金による2年前納は2年前納用の納付書が必要ですので、年金事務所へ4月中にお申込みください。

学生納付特例の継続申請をお忘れなく!
同じ学校に在学されている人は、4月に日本年金機構から送付されたはがきに必要事項を記入して返送していただくと継続申請ができます。引き続き学生納付特例の猶予を希望される人は、忘れずに手続きをしてください。

学生納付特例制度ってなに?
所得が少なく国民年金保険料の納付が難しい学生の方は「学生納付特例制度」により、納付が猶予される制度です。学校教育法に規定する大学(大学院)、短大、高校、高専、専修学校等各種学校(修業年限1年以上のもの)に在学する学生が対象です。くわしくは本庁舎国保と年金(9番)窓口、または鳥取年金事務所へお問い合わせください。

令和2年は国勢調査の年です

本庁舎総務課
0857-30-8104 0857-20-3040

今年10月1日を基準日として、全国一斉に『国勢調査』を実施します。国勢調査は、日本国内に居住しているすべての人と世帯を対象として、5年ごとに実施する我が国におけるもっとも重要な統計調査です。鳥取市内すべての世帯に、9月中旬から調査員が訪問し、調査票を配布します。みなさんのご協力、よろしくお願いいたします。

海岸漂着物を知るシリーズ③ 漂着物 de アート

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター
0857-22-0021
4月4日(土) 11:00~12:00、13:00~14:00
所 山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター(鳥取砂丘駐車場内)
容 海岸に打ちあがった漂着物で世界に1つしかない素敵なアート作品をつくろう!
対 小学生以上 ※中学生以下は保護者同伴
員 各回15人程度 ※予約不要
料 無料(鳥取砂丘駐車場をご利用の場合、駐車場代が別途必要)